

29監査公表第8号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成29年5月19日に福岡市長から定期監査の結果に関する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成29年7月27日

福岡市監査委員	打越基安
同	山口剛司
同	谷山昭
同	篠原俊

1 監査報告と措置の件数

29 監査公表第2号（平成29年2月20日付 福岡市公報第6371号(別冊)公表)分

…18件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

(事務監査)

1 局別監査

(1)道路下水道局

監査の結果	措置の状況
<p>1 行政財産の目的外使用許可に伴う使用料の徴収事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>行政財産の目的外使用許可に伴う使用料については、福岡市公有財産規則に基づき、行政財産目的外使用許可に係る使用料は定める期日までに徴収しなければならない。</p> <p>しかしながら、平成27年度の川端ぜんざい広場に設置している自動販売機の行政財産使用料及び行政財産使用に伴う電力使用料について、納入通知書の作成を失念していたため、年度を越えて使用料を徴収していた。</p> <p>今後、行政財産の目的外使用許可に伴う使用料の徴収事務に当たっては、関係法令等に則り適正な事務処理を行われた</p>	<p>使用料の徴収事務については、各課における納入・支出事務チェックリストの作成・活用を徹底することを部内に通知するとともに、部内及び課内会議において周知徹底を図った。</p> <p>また、部内各課のチェックリストを部の庶務担当課においても、月1回確認することとした。</p> <p>さらに、平成29年5月実施の局内研修に所属職員を参加させ、適正な事務処理について、再確認を行った。</p>

<p>い。</p> <p>(河川課)</p>	
<p>2 不動産鑑定手数料の支出に長期日数を要していたものについて注意を求めるもの</p> <p>不動産鑑定手数料の支出に当たっては、履行確認後、債権者からの請求によりその対価を支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行う必要がある。しかしながら、平成 28 年度の不動産鑑定及び意見書作成の手数料の支払において、不動産鑑定評価書の履行完了確認後、支払までに長期日数を要しているものが見受けられた。</p> <p>今後、支出に当たっては、速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。</p> <p>(中部用地課)</p>	<p>不動産鑑定手数料の支出については、履行確認後は速やかに支払いを行うよう、平成 28 年 12 月に所属職員に通知し、周知徹底を図った。</p> <p>また、所属長が定期的に「不動産鑑定手数料支払確認簿」の確認を行うことで進行管理の徹底を図った。</p> <p>さらに、平成 29 年 5 月実施の局内研修に所属職員を参加させ、適正な事務処理について、再確認を行った。</p>

(2) 教育委員会

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>1 「人権教育研修費交付金」の支出事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>市から交付を受けた「人権教育研修費交付金」については、「人権教育研修費の手引き」に基づき、適正な執行に努めるとともに、事務手続きに当たっては、関係書類の不備など公正を欠くことのないよう十分注意する必要がある。しかしながら、平成 27 年度の「人権教育研修費交付金」の支出事務において、次のような事例が見受けられた。</p> <p>今後、「人権教育研修費交付金」の支出事務については、適正な事務処理を行うよう十分注意されたい。</p> <p>(1) 研修会参加費について、参加した教職</p>	<p>「人権教育研修費交付金」の支出事務については、(業務主管課である)教育センター管理課が事務処理に関するチェックリストを作成するとともに、全ての学校(園)長に対し、チェックリストに沿って必ず複数の関係職員で支出内容を確認するように指導し、適正な事務処理を行うよう周知徹底を図った。</p>

員が立替払いをしていた。研修会参加の度に領収書が発行されていたが、参加費6回分(3,000円)をまとめた領収書1枚を主催者より作成してもらい、毎回受領していた領収書は破棄していた。その後、参加した教職員の請求を受け、平成28年2月5日に6回分の参加費を研修費交付金より支出していた。

(2) 上記研修会参加費の領収書について、日付、あて名、発行者の記載がなかったという理由で上記とは別の職員が事後に勝手に作り直し、主催者が発行した領収書は破棄していた。更に作り直した領収書の内容が誤っていたという理由で、再度作り直していた。

(和白中学校)

(工事監査)

1 局別監査

(1) こども未来局

監査の結果	措置の状況
<p>1 積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>(1) 下請け経費を適正に積算すべきもの 中央児童会館解体工事 (契約金額 7,036万3,080円)</p> <p>本工事は中央児童会館を改築するために既存の建物を解体する工事である。</p> <p>杭の引き抜き工事の単価については業者見積りにより単価を採用していた。</p> <p>この見積りに諸経費が計上されていたが、本体工事の諸経費と重複するとの理由により単価に計上していなかった。</p> <p>しかしながら、見積りの諸経費は標準単価歩掛りにおける下請け経費に該当するため計上しなかった結果、過小な積算となっていた。</p>	<p>工事設計・施工管理を依頼している施設建設課とともに、設計書の精査時には複数の職員により確認を行うことで精査体制の強化を図り、再発防止を図った。</p> <p>(青少年健全育成課)</p> <p>今回の指摘内容を、課内会議にて周知するとともに、「建築設計・積算業務の精度向上の取組み」の徹底を図ることとし、設計・積算業務の精度向上に努めている。</p> <p>(財政局施設建設課)</p>

<p>今後は、適正な積算に努められたい。 (青少年健全育成課, 財政局施設建設課関連)</p>	
<p>(2) 共通仮設費の積算を適正に行うべきもの 中央児童会館等建替え整備工事 [総合評価] (契約金額1億7,774万9,640円) 本工事は中央児童会館等の内装等を行う建築工事である。 共通仮設費において、積上げにより敷地が狭隘なことから作業員の通勤のための駐車場借り上げ料を積算していたが、作業員の交通費は現場管理費を算定する率に含まれているため計上する必要がなかった。 しかしながら、誤って積み上げにより計上していた結果、過大な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 (青少年健全育成課, 財政局施設建設課関連)</p>	<p>工事設計・施工管理を依頼している施設建設課とともに、設計書の精査時には複数の職員により確認を行うことで精査体制の強化を図り、再発防止を図った。 (青少年健全育成課) 今回の指摘内容を、課内会議にて周知するとともに、「建築設計・積算業務の精度向上の取組み」の徹底を図ることとし、設計・積算業務の精度向上に努めている。 (財政局施設建設課)</p>

(2) 道路下水道局

監査の結果	措置の状況
<p>1 設計において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの (1) 交通誘導員の条件明示を適正に行うべきもの 都市計画道路千代粕屋線(二又瀬)道路舗装工事 (契約金額7,754万7,240円) 本工事は道路整備に伴う舗装工事である。 交通誘導員の契約図書への条件明示については、財政局技術監理課の通知により、配置人員を明示し、さらに複数の配</p>	<p>交通誘導員の条件明示については、財政局技術監理課の通知に基づき、適正な条件明示を行うよう、平成28年12月に所属職員に対し研修を実施し、周知徹底を図った。 また、平成29年2月28日付の部内通知により、工事チェックリストを見直すとともに、起工時及び変更時に部の庶務担当課においても確認を行うよう事務改善を行い、部内及び課内会議において、同通知の周知徹底を図った。 さらに、平成29年5月実施の局内研修</p>

<p>置体制がある場合には、業務内容が解るよう区分する等の条件明示を行うことになっている。</p> <p>しかしながら、複数の配置体制があるにもかかわらず、条件明示がなされていなかった。</p> <p>なお、交通誘導員の条件明示については前回の監査でも注意を行っており、適切に事務改善がなされているとはいえない。</p> <p>今後は、適正な条件明示に努められたい。</p> <p style="text-align: center;">(東部道路課)</p> <p>また、以下の2件の工事においても同様な事例が認められた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般県道町川原福岡線（下原）道路舗装工事（その1） (契約金額 4,367 万 4,120 円) (東部道路課) ・都市計画道路国道3号線（板付）道路舗装工事 (契約金額 6,673 万 5,360 円) (東部道路課) 	<p>に所属職員を参加させ、適正な条件明示について、再確認を行った。</p>
<p>2 積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>(1) 伸縮継手装置設置工の積算を適正に行うべきもの</p> <p>一般県道町川原福岡線（下原）道路舗装工事（その1） (契約金額 4,367 万 4,120 円)</p> <p>本工事は道路整備に伴う舗装工事である。</p> <p>橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工は、土木工事標準積算基準書において、「補修」の規格を適用すべきであったにもかかわらず、「新設」の規格を適用した結果、</p>	<p>積算業務については、「土木工事標準積算基準書」に基づき、適正な設計を行うよう、平成28年12月に所属職員に対し研修を実施し、周知徹底を図った。</p> <p>また、平成29年5月実施の局内研修に所属職員を参加させ、適正な積算について、再確認を行った。</p>

<p>過小な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 (東部道路課)</p>	
<p>3 施工において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの (1) 施工体制台帳を適正に作成すべきもの 単価契約 東区、博多区管内 公共汚水桝設置工事 (契約金額 6,184 万 3,339 円) 本工事は東区、博多区管内の公共汚水桝設置工事を行う単価契約方式の工事である。 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」により公共工事の建設工事の下請を行った場合は施工体制台帳を作成し、発注者にその写しを提出しなければならない。 しかしながら、本工事については下請契約をしていたにもかかわらず、施工体制台帳が提出されていなかった。 今後は、適正な施工体制台帳の作成について、受注者への指導を徹底されたい。 (下水道管理課)</p>	<p>施工体制台帳については、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき、公共工事の建設工事の下請を行った全ての受注者に同台帳の作成と提出が義務付けられていることを、平成 28 年 12 月に、所属職員に対し研修を実施し、周知徹底を図った。 また、平成 29 年 5 月実施の局内研修に所属職員を参加させ、適正な施工体制台帳の作成に係る受注者への指導について、再確認を行った。</p>
<p>(2) 施工管理を適正に行うべきもの [重点事項] 一般県道町川原福岡線（下原）橋梁改良工事（上部工） (契約金額 1,503 万 2,520 円) 本工事は道路整備に伴う橋梁の上部工工事である。 「労働安全衛生規則」では、高さが 2 メートル以上の箇所で作業を行う場合は、墜落による労働者の危険を防止するため、囲い、手すり、覆い等を設けなければならないことになっている。</p>	<p>施工管理については、「労働安全衛生規則」に基づき、適正な安全対策を行うよう、平成 28 年 12 月までに所属職員に対して研修を実施し、周知徹底を図った。 また、高所作業での安全対策については、平成 29 年 2 月 28 日付の部内通知により、安全点検の着眼点をチェックリスト化し、職員による現場巡回や、安全巡視員による安全指導の際に活用し安全管理について受注者への指導を徹底することとした。 さらに、平成 29 年 5 月実施の局内研修</p>

<p>しかしながら、上部工の施工において、高さが2メートル以上の箇所で作業を行ったにもかかわらず、必要な安全対策がなされないまま施工を行っていた。</p> <p>今後は、工事中の安全管理について、受注者への指導を徹底されたい。</p> <p>(東部道路課)</p> <p>また、以下の3件の工事においても同様な事例が認められた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般県道桜井太郎丸線(桑原2)橋梁下部・護岸工事(その3) (契約金額6,418万7,640円) (西部道路課) ・一般県道内野次郎丸弥生線(西入部)護岸工事(その2)[総合評価] (契約金額2億4,254万3,160円) (西部道路課) ・一般県道内野次郎丸弥生線(西入部)道路改良工事 (契約金額1,149万1,200円) (西部道路課) 	<p>に所属職員を参加させ、工事中の安全管理に係る受注者への指導について、再確認を行った。</p>
<p>(3) 設計及び施工管理を適正に行うべきもの[重点事項]</p> <p>主要地方道福岡志摩線(元浜)道路改良工事(その2) (契約金額1億219万3,440円)</p> <p>本工事は道路整備に伴う改良工事である。</p> <p>道路の拡幅にあたり、官民境界にL型擁壁を設置するため、当初は、法面勾配をつけた切土により設計していたが、受注者との協議により軽量鋼矢板を使用する土止め工法に設計変更することとなった。</p> <p>しかしながら、この土止め工法については自立式の構造計算を行っておらず、</p>	<p>安全性を踏まえた設計・施工については、「土止め先行工法に関するガイドライン」に基づき、適正な設計を行うとともに、軽量鋼矢板の安全な現場施工について、受注者への指導を徹底するよう、平成28年11月に所属職員に対し研修を実施し、周知徹底を図った。</p> <p>また、平成29年5月実施の局内研修に所属職員を参加させ、安全性を踏まえた適正な設計と、受注者への指導について、再確認を行った。</p>

軽量鋼矢板が自立することを確認していなかった。

また、「土止め先行工法に関するガイドライン」による標準的な、建込み方式軽量鋼矢板工法では、切土した地山に軽量鋼矢板を立て込んだ後、土止め支保工(切りばり式)を設置する必要があるが、設置しないまま施工を行っていた。

このため、近接する現況道路を通しながらの施工は通行車両や現場作業員に対して、安全性が確保できていない状態であり、この土止め工法による設計変更及び施工は不適切であった。

今後は、安全性を踏まえた施工について適正な設計を行うとともに、受注者への指導に努められたい。

(西部道路課)

(3) 交通局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>1 積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>(1) 査定率を適正に適用すべきもの</p> <p>平成 27 年度電気室配電設備保守工事 (契約金額 2,472 万 1,200 円)</p> <p>本工事は地下鉄空港線の各駅電気室高压受電設備の監視制御盤の基板類、保護継電器盤の電源ユニット等を取り替える工事である。</p> <p>取り替える機器の単価の決定において、専門業者から徴収した見積りに交通局で定めている査定率を適用して単価を決定すべきところを、更に適用すべきでない補正率を適用し決定した結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な査定率の適用に努められたい。</p>	<p>積算業務については、設計基準等に基づき適正な積算を行うよう平成 29 年 3 月に研修を実施し、周知徹底を図った。</p> <p>また、設計及び精査時に活用しているチェックリストに、今回の監査指摘内容のチェック項目を追加し再発防止に努めることとした。</p>

(姪浜保守事務所)	
<p>2 契約において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>(1) 積算及び契約変更を適正に行うべきもの</p> <p>姪浜車両基地車輪削正装置基礎改修工事</p> <p style="text-align: center;">(契約金額 9,467 万 7,098 円)</p> <p>本工事は車両基地内に設置している車輪削正装置の更新に伴う基礎工事である。</p> <p>杭工事において杭が短くなったため契約変更を行ったが、当初設計で杭の残泥土運搬費の数量が誤っていたことから増額の変更を併せて行っていた。</p> <p>請負代金の変更は、契約書において契約図書の内容変更などが対象になると定められている。</p> <p>しかしながら、残泥土運搬費の変更は契約図書に基づく変更でなかったことから不適切な契約変更であった。</p> <p>今後は、適正な積算及び契約変更に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(施設課)</p>	<p>積算業務及び契約変更については、設計基準等や福岡市設計変更ガイドラインに基づき適正に行うよう平成 29 年 3 月に研修を実施し、周知徹底を図った。</p> <p>また、設計及び精査時に活用しているチェックリストに、今回の監査指摘内容のチェック項目を追加し再発防止に努めることとした。</p>
<p>(2) 積算及び契約変更を適正に行うべきもの</p> <p>西新駅 7 出入口上屋改良工事</p> <p style="text-align: center;">(契約金額 4,201 万 9,560 円)</p> <p>本工事は地下鉄駅の空調設備の改修に伴い室外機を設置するため出入口上屋を改良する建築工事である。</p> <p>工期延期の契約変更時に工期が延びたことによる共通費の変更を行っていたが、当初設計で共通費の算定を誤っていたことから増額の変更を併せて行っていた。</p>	<p>積算業務及び契約変更については、設計基準等や福岡市設計変更ガイドラインに基づき適正に行うよう平成 29 年 3 月に研修を実施し、周知徹底を図った。</p> <p>また、設計及び精査時に活用しているチェックリストに、今回の監査指摘内容のチェック項目を追加し再発防止に努めることとした。</p>

請負代金の変更は、契約書において契約図書の内容変更などが対象になると定められている。

しかしながら、共通費の変更の一部は契約図書に基づく変更ではなかったことから不適切な契約変更であった。

今後は、適正な積算及び契約変更に努められたい。

(施設課)